

公共工事における三者方式実現の必要性と課題

公共事業三者方式実現研究小委員会

(発表)

委員長	草柳 俊二	高知工科大学
委員	中村 一平	金沢工業大学
委員	山浦 直人	長野県建設部
委員	峯谷 明	パシフィックコンサルタンツ(株)
委員	嶋田 善多	(株)開発設計コンサルタント
委員	西垣 重臣	(株)キック
委員	林 幸伸	日本工営(株)
委員	浜田 成一	大成建設(株)
委員	太田 隆文	(株)ドーコン
委員	五艘 隆志	高知工科大学

研究の背景と目標

背景

- 総合評価落札方式や設計・施工一括発注方式、マネジメント技術活用方式など入札契約環境は多様化が進んでいる。
- 公共事業におけるプロセスの透明性について改善が進められているが、顕著な結果は見えていない。
- 発注機関、特に地方の発注機関の技術力は、質量とも大きく後退しており、現場では品質などのトラブルが見られる。
- 経験ある技術者が活用されるシステムが確立していない。

研究の目標

- 経験ある技術者を活用し、技術の継承と共に公共事業におけるプロセスの透明性を向上させる三者構造執行システムの実現への提言。

小委員会の研究フロー

1. 三者構造に関連した建設産業の動向

1.1 三者構造に関連した政策に関する分析

総合評価方式 三者協議 外郭団体の動向
施工計画・工程・工事内訳等を評価対象とした入札制度

1.2 三者構造に関連した実施例に関する分析

コンサルタントへの業務発注、ダム等のCM契約試行工事
自治体におけるCM契約

2. 経験ある技術者を必要とする フィールドの分析(国、自治体)

品質管理 設計監修
契約管理 入札評価
自治体におけるアウトソーシング
の実態調査

3. 三者構造に関連した経験ある 技術者に関する実態把握

発注者、建設企業、コンサルタン
ト企業の技術者の実態

4. 経験ある技術者を活用するシステムの構築

4.1 人材に関するシステム

人材育成システム
現存する資格制度の活用

4.2 法令・制度に関する調査

4.3 世論形成

「契約条件に従った業務遂行」の重要性

公共事業の透明性向上の原点は何か



発注者と受注者の権利と義務の明確化



発注者と受注者の権利と義務は契約によって明確化される

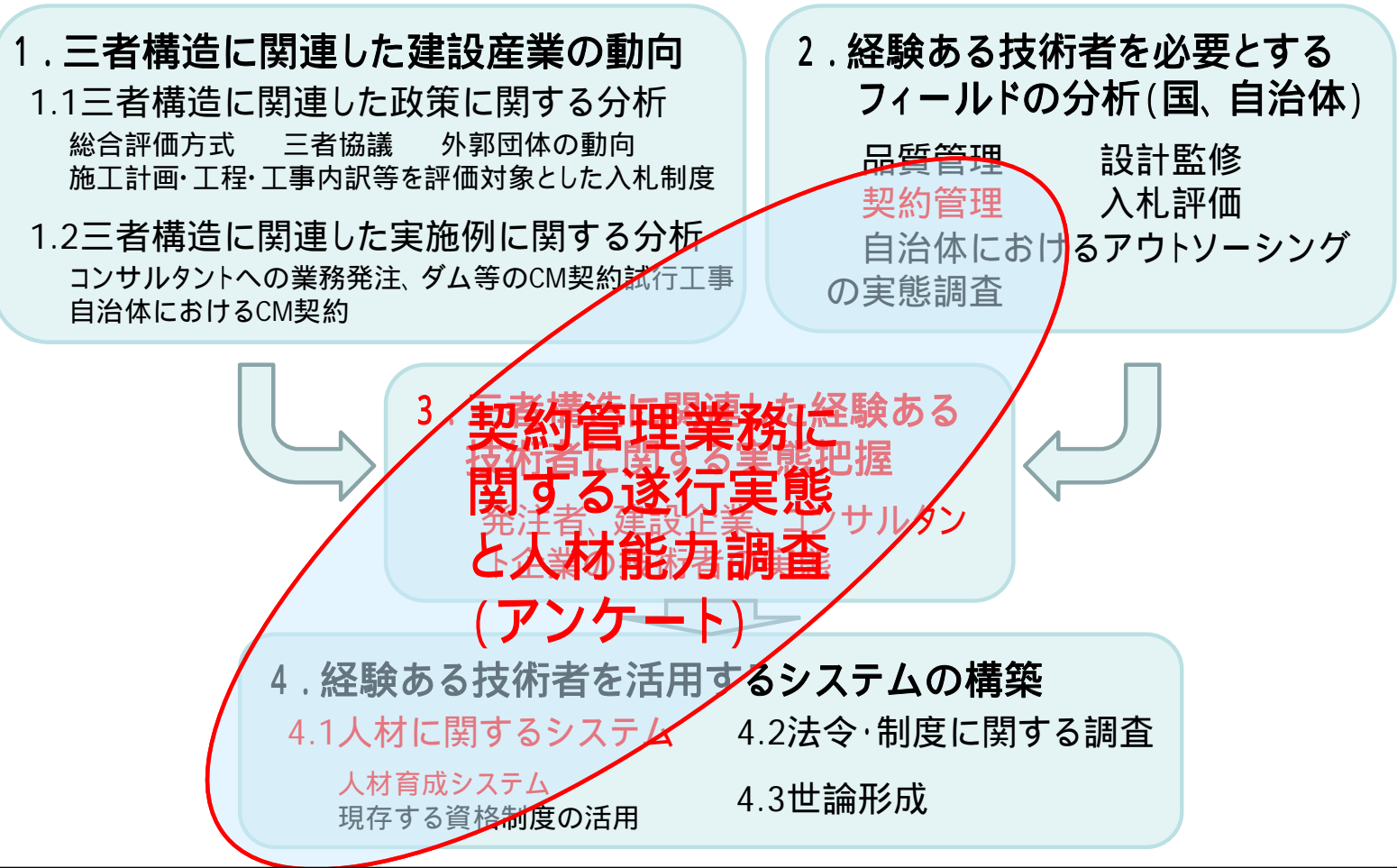


必須条件は契約に従った業務の遂行



契約条件に従った業務の遂行実態と人材能力調査が必要

小委員会の研究フロー



契約管理業務に関する実態調査

- わが国の建設産業における契約管理業務の現状を把握
- 契約約款に対する知識、契約条件変更(設計変更)・費用精算業務の実態について質問

アンケート期間:2009.6.30～ 電子メールにて配布・回収

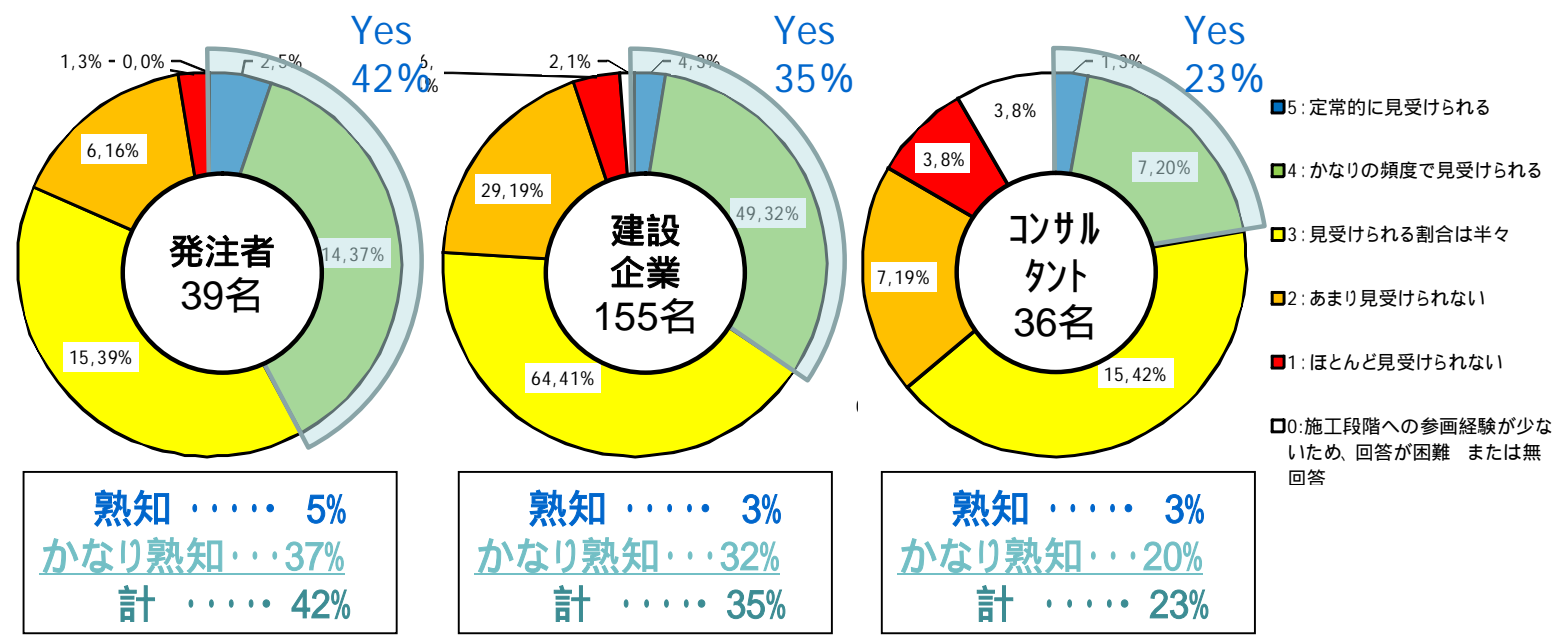
回収数:230通(7月29日現在)

発注者 39名 建設企業 155名 コンサルタント36名

質問方法:25問の選択式。自由回答欄あり

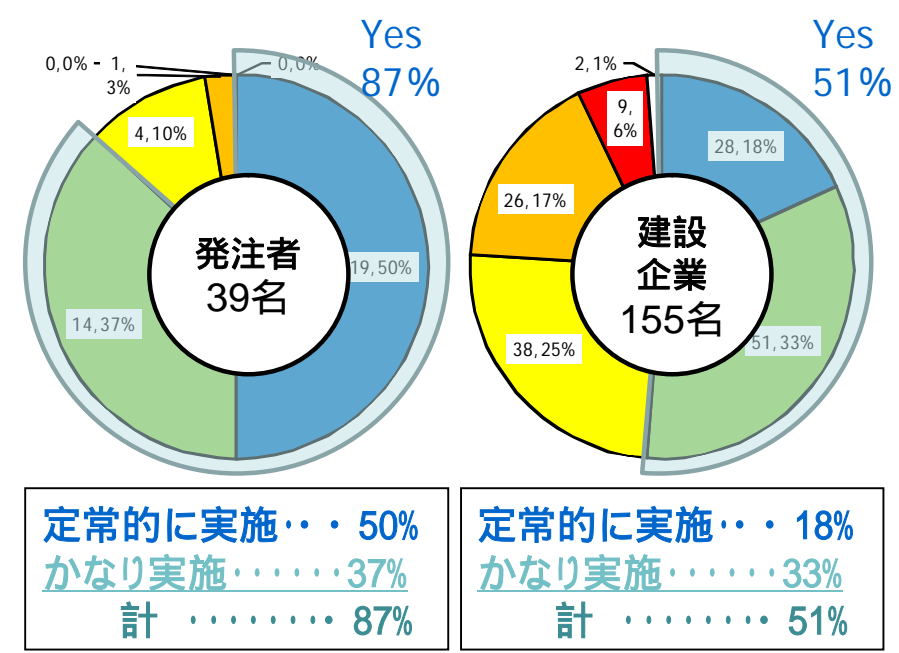
契約書の条項 (契約約款) に対する知識

自組織の現場スタッフは契約約款の条項に関して熟知しているか



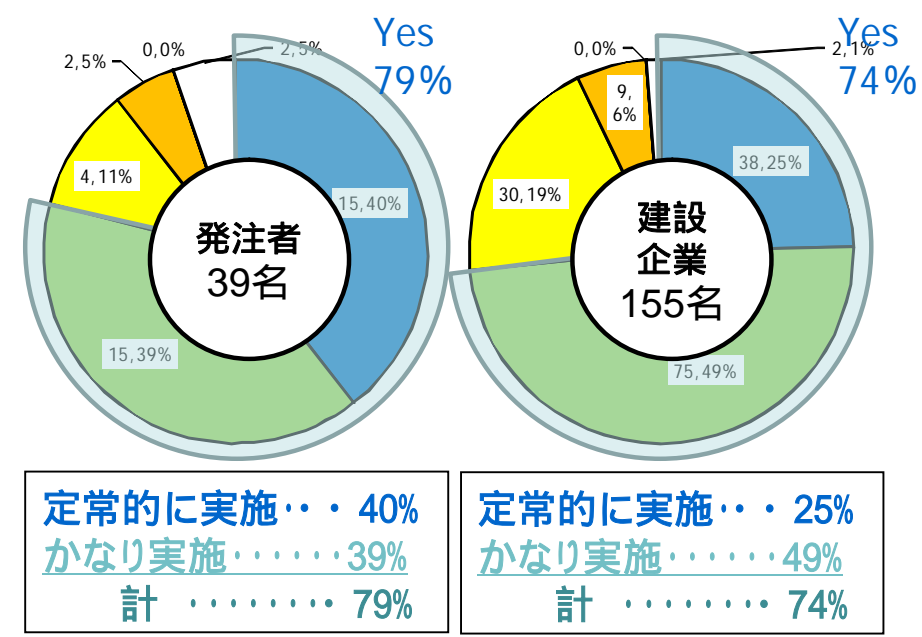
発注者、建設企業、コンサルタントとも、契約約款の条項に対する知識は高くないと自ら認識している

発注者は契約条件に定められた通り文書によるコミュニケーションを実施しているか



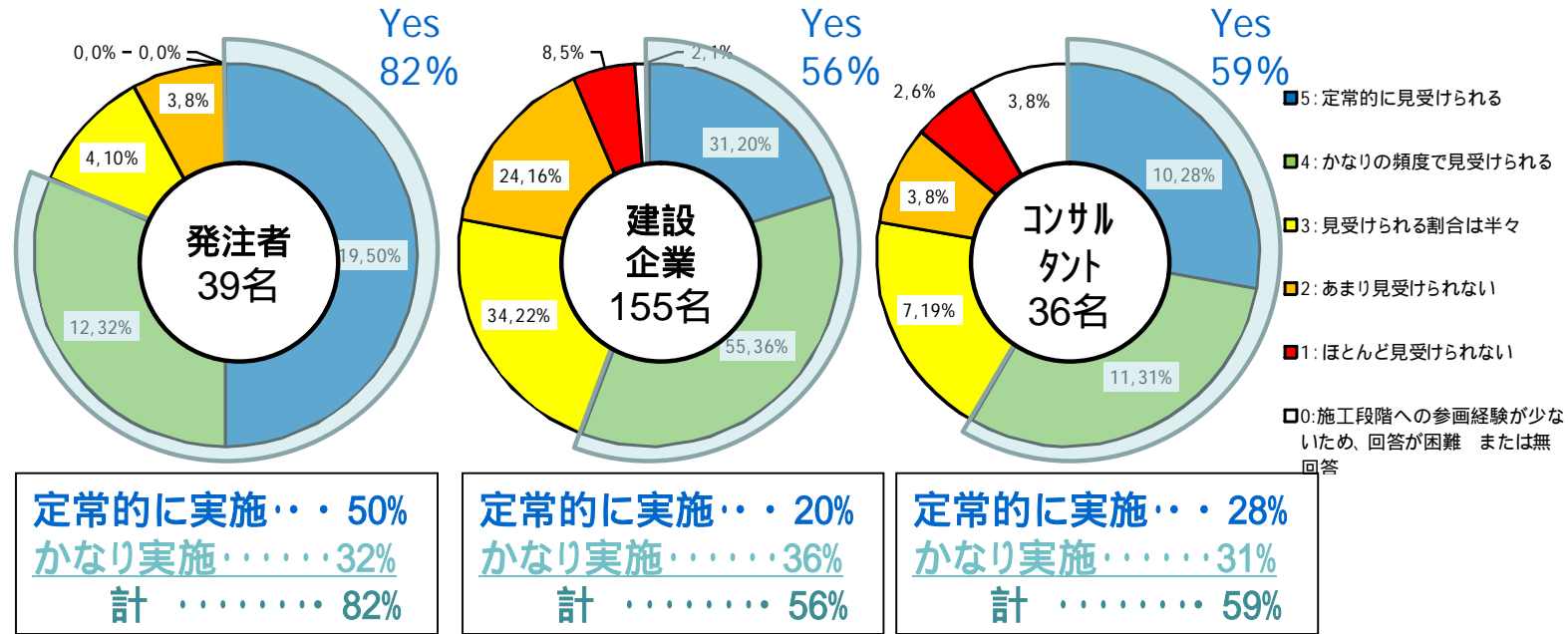
発注者が文書によるコミュニケーションを実施しているかどうかについては発注者(87%)と建設企業(51%)の間で認識が異なっている

請負者は契約条件に定められた通り文書によるコミュニケーションを実施しているか



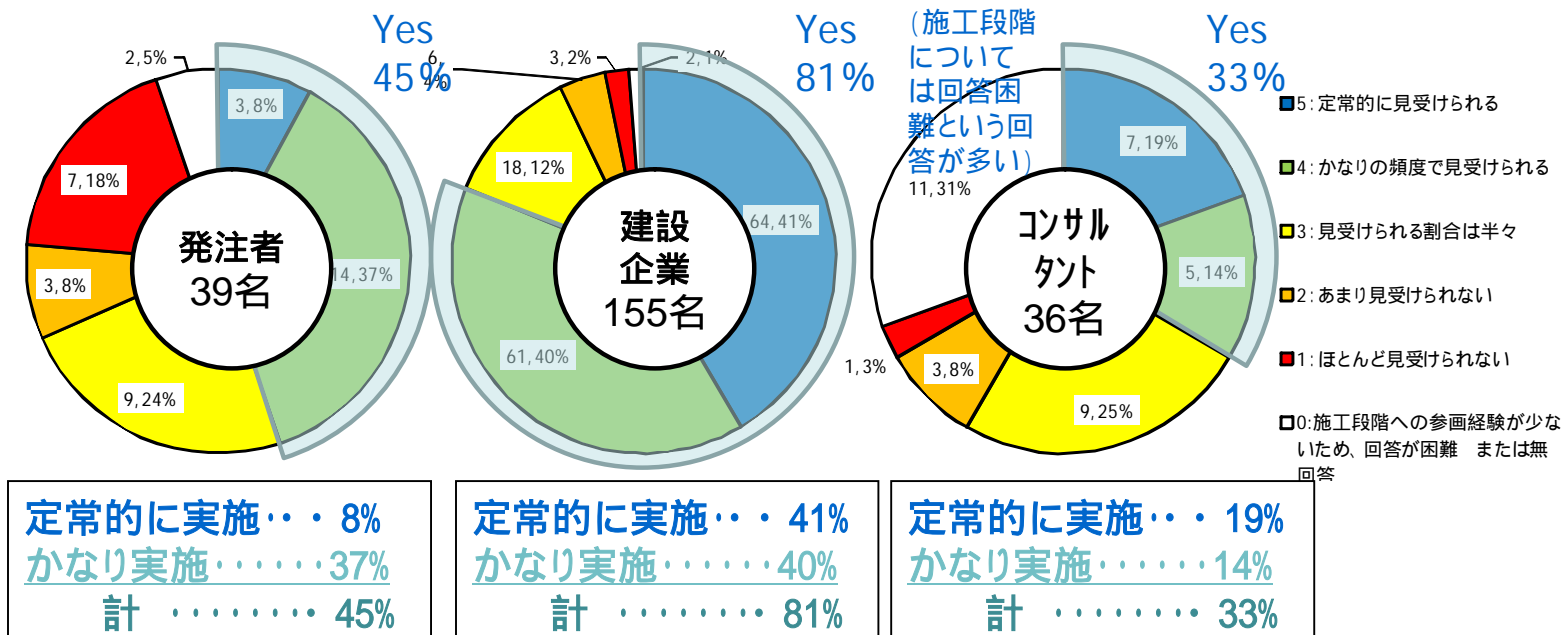
請負者が文書によるコミュニケーションを実施しているかどうかについては発注者(79%)と建設企業(74%)は概ね同様の認識を持っている

設計変更、追加費用、工期延伸に関する議論は契約書の条項に照らし行われるか



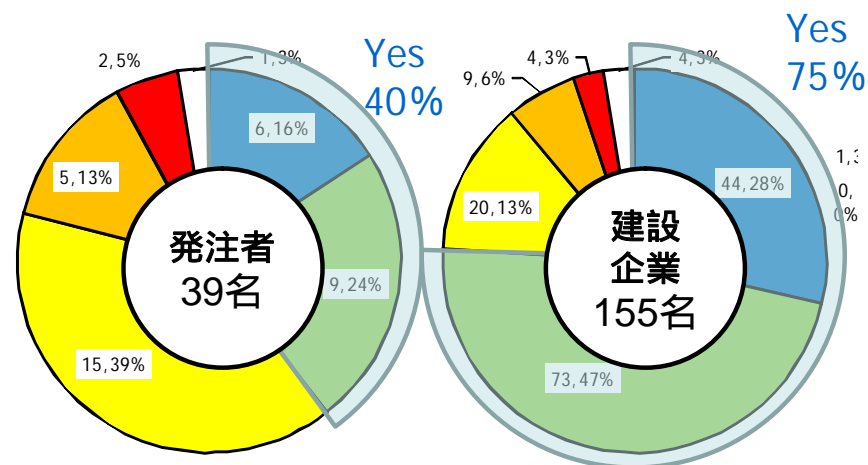
- 発注者の80%以上、請負者・コンサルタントの60%程度が「定常的、かなり実施している」と回答している
- しかし、設問1～3で各者とも約款を「熟知している」と回答したのは5%以下にすぎないことから、議論の内容が契約的に適切かどうかについては疑問が残る

契約時の図面が不正確・不十分な為、修正図面作成や数量計算等を請負者が行っているか



- 請負者に図面作成・数量計算等の業務を「定常的、またはかなり実施」させると回答した発注者は45%
- 一方、請負者は81%が「定常的、またはかなり実施」させられていると回答。認識の違いがみられる
- 別の設問(問11)では、発注者・請負者共にこういった業務に適正費用が支払われているという回答はきわめて少なかった

契約条件変更や追加工事に起因する追加費用は、**請負者側が請求
図書を作成し発注者に提出する形で協議が持たれるか**

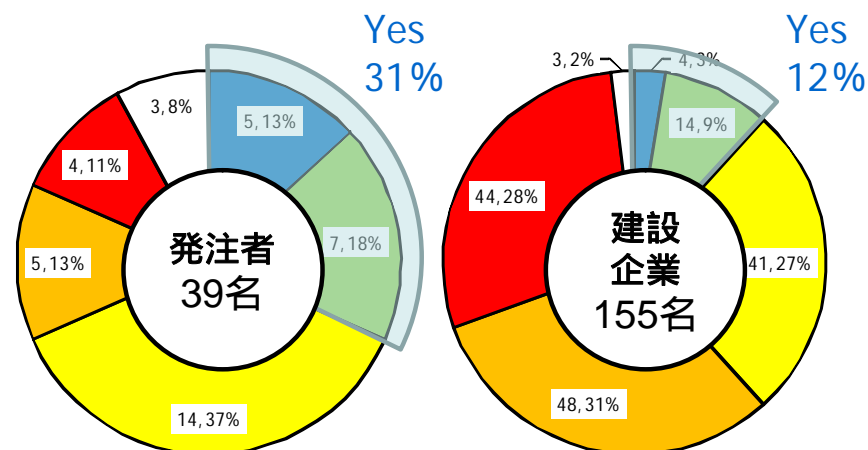


定常的に実施・・・16%
かなり実施……………24%
計 …………… 40%

定常的に実施・・・28%
かなり実施……………47%
計 …………… 75%

請負者側は75%が請求図書を作成・提出していると回答したのに対し、請負者側から提出されると回答した発注者は40%。発注者は請負者が提出した請求図書を理解・認識していない場合がある

契約条件変更や追加工事に起因する追加費用は、発注者側が作成した図書を基に協議が持たれるか

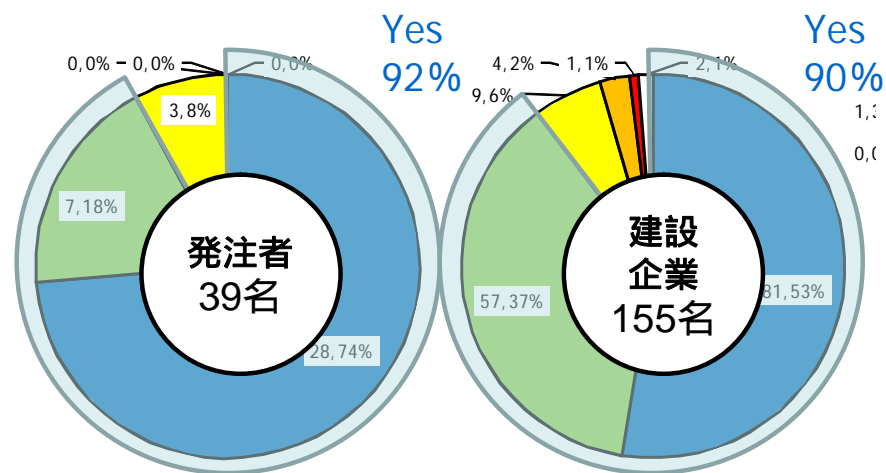


定常的に実施・・・13%
かなり実施・・・18%
計 …………… 31%

定常的に実施・・・3%
かなり実施・・・9%
計 …………… 12%

発注者は31%が追加費用に関する協議資料を作成していると回答したのに対し、請負者側は12%と回答。請負者は発注者が作成した資料を理解・認識していない場合がある

契約条件変更起因する追加費用精算額は**発注者側の積算基準**
(官積算基準)によって算出されるか

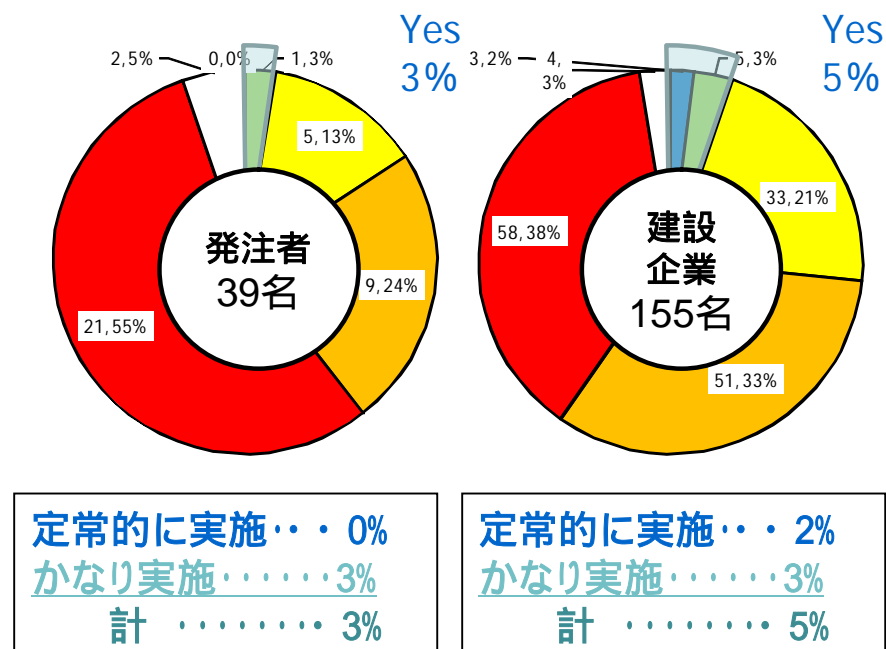


定常的に実施・・・74%
 かなり実施・・・18%
 計 …………… 92%

定常的に実施・・・53%
 かなり実施・・・37%
 計 …………… 90%

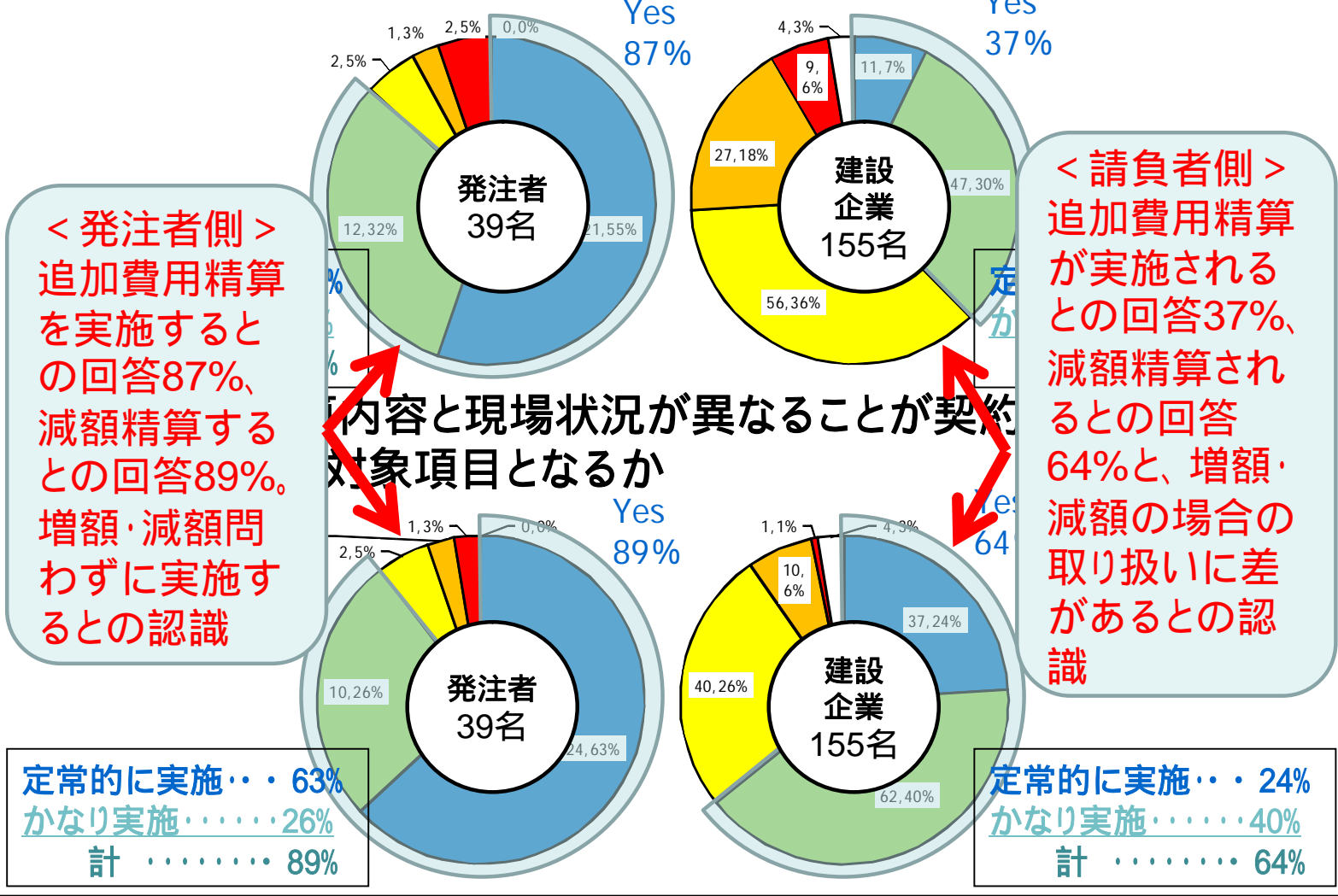
追加費用精算は「官積算」基準が基本である。

契約条件変更に起因する追加費用精算額は**請負者側が示した計算方法**によって算出されるか



請負者側が示した計算方法で追加費用精算が行われることはほとんどない

発注者側の積算内容と現場状況が異なることが契約後に判明した場合、追加費用精算の対象項目となるか



< 発注者側 >
追加費用精算を実施するとの回答87%、減額精算するとの回答89%。増額・減額問わずに実施するとの認識

< 請負者側 >
追加費用精算が実施されるとの回答37%、減額精算されるとの回答64%と、増額・減額の場合の取り扱いに差があるとの認識

定常的に実施・・・63%
かなり実施・・・26%
計 ……89%

定常的に実施・・・24%
かなり実施・・・40%
計 ……64%

アンケート調査結果から見た 契約に従った業務の遂行実態と人材能力(1)

(1) 契約に従った業務の遂行実態

- ◆ 契約条件に従った業務遂行をしているか。
Yes:発注者82%、請負者56%、コンサルタント59%
- ◆ 約款の条項を「熟知している」か。
Yes:発注者5%、請負者・コンサルタント3%

契約条項に
従った業務遂
行が適切に行
われていると
は思えない。

- ◆ 修正図面作成等の契約変更業務、追加費用に関する協議資料作成、積算内容と現場条件の違いの取扱等の設問分析
 - ◆ 契約遂行をめぐる発注者と請負者の間には、業務遂行実態に関する認識の違いがみられる。
 - ◆ 業務遂行実態に関する認識の違いは、相互の権利と義務の理解の相違。

契約条項に従った業務遂行が行われているとは言い難い状態

アンケート調査結果から見た 契約に従った業務の遂行実態と人材能力(2)

(2) 契約に従った業務に関する人材能力

- ◆ 発注者、請負者、コンサルタント共に契約約款に対する回答
「熟知している」と回答 = 5%以下
「かなり熟知」を併せても30~40%
実態:現状では「第三者」を担える技術者は、ほとんどいない
- ◆ コンサルタントの回答
「施工段階については回答困難」というものが少なくなかった。

技術的能力からみた場合「第三者」を担う人材は存在するが、
契約条項に則ったマネジメント能力の観点からみた場合、現
状では第三者と成りうる人材は著しく不足している。

まとめ

公共工事の透明性を伴った執行には、発注者と受注者の間で、契約に基づき技術問題の解決・費用の適正化などのマネジメントを行う第三者が存在する執行方式の導入が必要である



- < アンケート調査結果から見えた現状 >
- ◆ 契約に従った業務遂行が行われているとは言い難い
 - ◆ 現状では第三者と成りうる人材は著しく不足している



「第三者」を担う人材を養成するためのシステムや教育プログラムの構築が必要